

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年4月22日 09時ごろ
発生場所	不明（京都府伊根町新井崎北西方沖）
事故の概要	<p>漁船第三有明丸は、たこかごの揚収作業を行いながら漂泊中、船長が落水して溺死した。</p> <p>第三有明丸は、船外機等に濡損を生じた。</p>
事故調査の経過	<p>令和2年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 第三有明丸、0.95トン</p> <p>KT3-6927（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>5.17m (Lr) × 1.45m × 0.58m、FRP</p> <p>ガソリン機関（船外機）、14.7kW、昭和52年5月20日</p> <p>第251-13726号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 76歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 昭和49年10月25日</p> <p>免許証交付日 令和元年11月5日</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月9日まで有効）</p>
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機及びたこかご揚収用ローラに濡損
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西～西北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波高約0.5～1.0m、潮汐 低潮時～上げ潮初期、</p> <p style="text-align: center;">水温 約14℃</p> <p>伊根町には、4月21日15時46分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、たこかごを揚収する目的で、令和2年4月22日08時15分ごろ伊根町泊漁港を出港した。</p> <p>本船は、09時30分ごろ新井崎北西方沖で転覆しているところを海岸線を巡回する清掃監視員によって発見され、同監視員から連絡を受けた地元水産会社の代表者が、船で現場の状況確認に行くよう社員に対し</p>

	<p>て指示するとともに、118番通報を行った。</p> <p>船長は、現場に到着した地元水産会社の船の乗組員によって、転覆した本船の下で発見されて同社の船に救助され、10時55分ごろ伊根町新井漁港に運ばれた後、救急医療用ヘリコプターで病院に搬送されたが、死亡が確認され、検案の結果、死因が短時間での溺死の疑い、死亡推定時刻が09時ごろとされた。</p> <p>本船は、地元水産会社の漁船に装備されたクレーンで吊り上げられて同漁船上に揚収された後、新井漁港まで運搬され、後日、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、毎年、年明けから4月中旬ごろまで、新井埼を南端とする水深約10～30mの海域でたこかご漁を行っていたが、本事故当時はたこかご漁の漁期が終了していたので、たこかごを順次揚収して泊漁港に持ち帰る作業を行っていた。</p> <p>本船のたこかごは、長方形の鉄製枠に網を張ったもので、幅が約57cm、高さが約48cm、奥行きが約90cm、重さが約10kgであり、浮子につないだロープを取り付けて1個ずつ海中に投入されていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="703 1059 1265 1433" data-label="Image"> <p>A photograph of a rectangular octopus trap (たこかご) made of red mesh and metal frame. The trap is shown from a slightly elevated angle. Three white arrows with labels indicate its dimensions: '幅' (width) across the top, '高さ' (height) along the right side, and '奥行き' (depth) along the bottom. The trap is currently empty.</p> </div> <p>写真1 本船のたこかご (未使用品)</p> <p>船長は、たこかごを揚収する際、船外機を中立運転とし、たこかごの浮子につないだロープを右舷船首部に備えられたたこかご揚収用ローラに掛けて巻き揚げ、たこかごが海面に達すると手で甲板上に引き揚げてたこかごから同ロープを外し、その後、たこかごを甲板上に並べて積んでいた。(写真2参照)</p>

たこかご揚収用ローラ



写真2 本船（本事故後、陸揚げされた状態）

船長は、海上が平穏であれば、約10個のたこかごを甲板上に2段積みにして泊漁港に持ち帰っていた。

船長は、05時00分ごろ起床した後、風が収まるのを待って出港した。

本事故当時、本船以外に、たこかご漁や定置網漁を行う地元漁業者の漁船が出漁していたが、本事故発生までに本船を目撃した者はいなかった。

本船は、発見時、船体に他船との衝突痕はなく、船外機のクラッチが中立位置に、たこかご揚収用ローラの起動スイッチ及び回転速度調整ダイヤルが停止及び最大速度の位置にあり、たこかご（1個）及びたこかごの浮子（5個）が船体にロープで絡んでいた。

たこかご漁を行う地元漁業者は、本船が、たこかごの揚収作業中、甲板上に並べて積んである揚収済みの複数のたこかごが、船体が傾いた際、片舷に移動してそのまま一気に転覆し、船長が落水したのかもしれないと本事故後に思った。

船長は、本事故当時、カップの上下、長靴、作業用救命衣を着用しており、発見された際、作業用救命衣が脱げかけて両腕に掛かっており、うつ伏せの状態であった。

船長の携帯電話は、本事故後、本船の船尾部の物入れの中から発見された。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

船長の死因は、短時間での溺死の疑いであった。

本船は、08時15分ごろ泊漁港を出港したこと、たこかご漁の漁場である新井崎北西方沖において転覆した状態で発見されたこと、発見時、船外機のクラッチが中立位置にあり、たこかご及びたこかごの浮子が船体にロープで絡んだ状態であったこと、並びに医師の検案の結果、船長の死亡推定時刻が09時ごろとされたことから、たこかごの揚収作業を行いながら漂泊中、08時15分ごろ～09時ごろにおい

	<p>て、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船発見時、たこかごの浮子（５個）が船体にロープで絡んだ状態であったことから、本船が、強風及び波浪注意報が発表された状況下、揚収済みの５個のたこかごを甲板上に並べて積んだ状態で、波高約０．５～１ｍのうねりを舷側に受けて船体が傾いた際、甲板上のたこかごが片舷に移動してそのまま一気に転覆し、海中に転落した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、新井埼北西方沖においてたこかごの揚収作業を行いながら漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の漁船では、甲板上にたこかごを並べて積んだ状態で高い波を受けると転覆につながるため、波浪注意報等が発表されるなどして波高が高くなることが予想される場合は、たこかごの揚収作業は行わないこと。 ・ 乗船中は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

